

令和5年4月11日

保護者の皆様

仙台市立柳生小学校  
校長 黒田 章博

柳生小学校における携帯電話の取扱いについて（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から、当校の教育活動に御協力と御支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、携帯電話の取扱いについて、文部科学省、教育委員会からの通知を踏まえ、当校では、「携帯電話の取扱いに関する指針」を作成し、以下のように取り扱うことにいたしましたので、お知らせいたします。

1. 携帯電話の学校への持ち込みは、原則として禁止とする。
2. ただし、児童の安全確保等のためにやむを得ないと学校長が判断した場合には、以下の「携帯電話の取扱い等に関する指針」に基づいて例外的に許可する。

記

携帯電話の取扱い等に関する指針について

仙台市立柳生小学校

- 1 学校における携帯電話の取扱い  
携帯電話の学校への持ち込みは、原則として禁止する。
- 2 児童の安全確保等のために、学校に持ち込むことが以下のようなやむを得ない場合があると判断される際には、例外的に許可する。
  - (1) 健康安全上、登下校の緊急の事態に対応する必要があるなど、やむを得ない理由があると学校長が判断した場合。
  - (2) 緊急の連絡手段として、どうしても携帯電話が必要であると学校長が判断した場合。
- 3 保護者は、持ち込みが必要な理由と保護者の意思を「携帯電話持ち込み許可申請書」により学校へ届ける。  
学校は、持ち込み理由を十分に確認し、以下の条件を守ることを保護者に同意いただいた上で、持ち込みを許可する。  
「持ち込みに関する約束」
  - (1) 携帯電話にフィルタリング機能が設置されていること。
  - (2) 校内での児童の携帯電話の利用は、禁止とする。なお、家庭からの緊急連絡等についても、職員室から児童に連絡させる。
  - (3) 携帯電話は、学校に登校した段階で職員室に預け、下校時に職員室から受け取ること。なお、預ける際は電源を切るか、マナーモードにするなどして、音が鳴らないようにすること。
  - (4) 破損や故障、紛失については、全て所有者が責任を負うこと。
  - (5) 登下校中、必要なこと以外で携帯電話を使用しないこと。万が一使用しなければならない場合には、歩きながらの操作をしないこと。
  - (6) その他、詳細については学校の指示に従うこと。